

。学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める

令和六年三月二十二日

徳島県人事委員会委員長 井 内 秀 典

学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（規則六 二八）の一部を次のように改正する。

第九条第一項及び第十条第二項中「及び潜水手当」を「、潜水手当及び災害時教育支援等手当」に改める。

別表第一の三級の項中「美馬市木屋平中学校」を削る。

別表第二中「三好市西祖谷中学校」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一及び別表第二の改正規定は、令和六年四月一日から施行する。